【広島市】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
住宅団地における住替え促進事業（広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助）	限度額：50万円 補助率：1/2	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、 空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費用の一部を補助	住宅政策課 082-504-2292
住宅団地における住替え促進事業（広島市子育て世帯住替え促進家賃補助	限度額：2万円/月 補助率：1/2	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、 空き家の入居者に対して家賃の一部を補助	住宅政策課 082-504-2292
中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業	リフォーム費用 限度額：100万円 補助率：1/2 リノベーション費用 限度額：1,000万円 補助率：1/2	中山間地域の空き家について様々な相談から利活用までを一体的に行うプラットフォームがマッチングした空き家の活用希望者に、居住のために必要なリフォームや、空き家を地域の新たな魅力スポットとするためのリノベーションに対する支援を行う。	地域活性推進課 082-504-2837
定住者ネットワークの形成	–	本市の中山間地域への円滑な定住を促進するため、定住者のほか地域住民も含めた参加者が意見交換や情報交換できる機会を提供することで、定住者と地域住民の相互理解を促進し、定住者が地域に溶け込みやすい環境を構築する。	地域活性推進課 082-504-2837
“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助（空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり）	限度額：50万円 補助率：10/10	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会等が空き家等を活用して地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、リフォーム費用、家財道具処分費用、備品購入費用の50万円を限度に助成。	コミュニティ再生課 082-504-2867

空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	—	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が空き家等を活動・交流の場として活用している場合に活動・交流拠点を認定し、次の支援を行う。 ①活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ②認定を受けた空き家の家屋・土地の翌年度の固定資産税及び都市計画税を減免（全額）	コミュニティ再生課 082-504-2125